

## 掲示文書一覧(市長分)

令和7年7月2日

種別	番号	題名	主管課
公告	377	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	378	電子請求システム導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について	デジタル戦略室

**【 閲覧用 】**  
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 377号  
令和 7年 7月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	7-2	令和7年 (2025年) 7月1日	姫路市砥堀字北野1283番4	m	m
				① 5.5 ~ 5.51	① 29.51
				② 4.50	② 5.00

姫路市長 清 元 秀 泰

電子請求システム導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

## 記

### 1 プロポーザルに付する事項

#### (1) 事業名

電子請求システム導入事業

#### (2) 事業の概要

本市では文書管理・財務会計システムの再構築を機に文書事務に関し、ペーパーレス化の推進に努めてきたところである。

しかしながら、文書に係る完全電子化率は70%程度に留まるなど、ペーパーレス化の徹底が図られているとは言い難い。

その要因の一つとして、会計事務における支払処理に関し、根拠資料として見積書、契約書及び請求書等について、紙資料を添付する運用が定着している点が挙げられる。

契約書については既に電子契約システムを導入済みであることから、今後、請求書及び見積書についても電子請求システムを導入することにより、より一層のペーパーレス化及び行政サービスの向上を目指すものである。

#### (3) 履行場所

姫路市役所、受託者の事業所及び受託者の準備する国内のデータセンター

#### (4) 事業期間

ア 導入（電子請求システム導入業務委託契約の契約期間をいう。）

令和7年9月1日から令和8年1月31日まで（予定）

イ サービス利用（電子請求システムサービス利用契約の契約期間をいう。）

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（予定）

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）に基づく長期継続契約とする予定である。なお、サービス利用に係る事業期間終了後、事業内容を評価した上で、引き続き令和13年2月1日から令和18年1月31日までの長期継続契約を締結する場合がある。

#### (5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 導入に係る費用

13,470千円

イ サービス利用に係る費用

64,800千円（月額1,080千円）

※ 年度ごとの予算額を保証するものではなく、本市の予算の減額又は削減があった場合は契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者に損害があるときは、受託者はその損害賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、受託者と本市の協議の上定めるものとする。

## 2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、電子請求システム導入事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

電子請求システム導入事業に係る公募型プロポーザル募集要項は、本市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031192.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階

電話：079-221-2162